

平成 23 年度 第 2 回磐田市小・中学校通学区域審議会 議事要旨

日時 平成 24 年 1 月 31 日 (火) 14:00 ~ 15:00
会場 磐田市役所西庁舎 303 会議室
構成員 市議会議員 2 名 自治会代表 1 名
学識経験者 2 名 PTA 代表 2 名
学校長代表 2 名 市職員 2 名
事務局 教育長 教育支援係長 教職員係指導主事

1 開会のことば

審議会条例第 6 条第 2 項に「審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない」と規定されています。本審議会は、1 名が所要により欠席の連絡が入っておりますが、他の委員についてご出席いただいているので、会を開きたいと思っております。

2 教育長あいさつ

学校教育における現在の話題は小中一貫教育です。平成 21 年度に始まり、4 年目になります。この間に、先進地視察、研究発表会への参加、講師を招いての講演会を 3 回実施しました。今年度は検討委員会を 4 回実施しました。1 月 20 日に報告書の提出がありましたので、これを受けて市教育委員会の今後の方向性を検討することとなります。将来的に小中一貫教育を実施していくとした場合に関係してくるのが通学区の問題です。1 つの中学校に小学校単位で入学する場合は問題ないのですが、小学校の一部が中学校に入学するところがあります。そうした場合に通学区域を見直す必要が出てくるかもしれないし、学区外就学の承認要件を見直すことを考えなければならないかもしれません。

さて今回は、学区外就学基準のうち、「通学の利便性と安全を確保する場合」及び「小規模特認校に通学する場合」の申請の状況と認可の結果を中心に報告させていただくとともに、承認基準の見直しについてもご審議いただきたいと考えます。さらに、特別支援学級にかかる規則改正についてご審議いただきたいと存じます。

お集まりいただいた委員の皆様からいろいろな御意見をいただき、それらを踏まえて、改善を図りたいと考えています。積極的な御審議をお願いします。

3 会長あいさつ

教育長からは、将来的な小中一貫教育による通学区域の見直しの話がなされましたが、各地区にはそれぞれの文化や思いがあり、何かの境を見直すという作業は大変だと感じています。

4 議事

(1) 学区外就学及び区域外就学の認可状況について

事務局) 平成 24 年 1 月までに認可された児童生徒数の報告です。全体で 270 件の認可を行っており、最も多い承認理由は学期途中の転居によるものです。浜松や袋井等、近隣の市町に転居する場合がほとんどです。次に小学校を中心に保護者就労による申請が多かったです。震災の影響もあり、安全を考慮してのものもありました。また私立中学校などへの入学もあります。昨年度と比較し、件数は減少していますが、認可傾向は同じです。

「小規模特認校制」による申請は今のところありません。「利便性と安全性による学区外就学」ですが、12 月には学校教育課職員により申請が適正であるか

を、実際に通学路を見て確認しました。これにより豊田中に行く者が 10 名となっています。

主な質疑

- Q 「生徒指導上の配慮」による申請が出てきた場合には、どのように審査をするのですか。
- A 資料として校長から副申書を提出していただきます。学校で転出することが妥当であるかを客観的に判断してもらい、その結果をもとに申請を認可していきます。
- Q これにより他校に転出した場合、新しい学校にはうまくなじめているのでしょうか。
- A 今年度、中学校で 4 件あります。このすべてにおいてうまく適応できているとの報告を受けております。
- Q 岩田小学校の子どものうち、昨年は 15 人、今年度は 9 人が豊田中に入学しています。これにより学校運営上何らかの課題が出ているのではないかと思います。教育委員会として将来的なビジョンはありますか。
- A 昨年度は岩田小 18 名中 15 名が豊田中に入学しています。83%にあたります。台地の下に住んでいる子供ばかりでしたし、保護者も豊田中に通っておりましたので、学区外就学に対する抵抗等はないものと推察します。本年度は 16 名中 9 名が豊田中に入学します。56%にあたります。台地の下に住んでいる子ども 2 名は向陽中に入学します。台地の下に住んでいる子どものうち 1 名は向陽中を希望しています。19 年度は全体の 38%、20 年度は 13%、21 年度は 60%が豊田中となっています。以前から岩田小では向陽中と連携を図っています。今後、この関係がどうなるのかという点について不安はありますが、小学校での教育活動については大きな問題はありません。さらに大藤小とも以前から同学年の子ども同士の交流がなされており、ます。
- Q 半数以上の子どもが学区外就学をして豊田中に通う現状を見て、教育委員会としてどのようにお考えですか。
- A 通学区域の変更ということについては、地域コミュニティの問題もありますので、地域の方々がこういったことに対してどのようにお考えになるのか把握したうえで、変更した方がよいという声が高まってくれば市教委としても検討することになると認識しています。
- Q このままの状態を置き去りにせず、積極的に岩田小、向陽中、豊田中の関係者を集めた検討会等を実施する時期に来ているのではないかと思います。いかがでしょうか。
- A 将来、小中一貫校を作るようなことがあった場合、通学バスを出して岩田小の子どもを向陽中に通学させるなどということも考えなければいけないかもしれません。今すぐにこれらのことを検討するというのは難しいと思います。

(2) 特別支援学級新設に伴う通学区域規則の改正について

事務局) 特別支援学級については、原則、複数児童生徒がいれば新設を進めています。その結果、6 学級の新(再)設及び 1 学級の休級による通学区域規則の改正を提案するものです。これまで大藤小における該当児童は向笠小に通うようになっていましたが、同校に新設されたための改正となります。同様に、田原小、豊田東小に自閉症・情緒学級の新設があります。また豊浜小に知的学級の新設があります。中学校においては神明中、福田中に自閉症・情緒学級の新(再)設、豊岡中の自閉症・情緒学級が休級となります。豊岡中における該当生徒は城山

中に通学するように改正したいと考えています。

主な質疑

- Q 確認ですが、新設については複数の児童生徒がいる場合と受け取ってよいですか。
- A はい。2人以上いれば新設の対象としています。ただし、福田中については該当生徒の状況及び地理的状況をふまえて1人開設となっています。
- Q 城山中のところに豊岡中の子どもが通学するようになった理由を説明してください。豊田南中の方が近いように思いますが…。
- A 直線距離を計測すると城山中の方が近いです。また、交通アクセスについても城山中の方が便利です。
- Q 特別支援学級の子どもが「生徒指導上の配慮」により学区外就学をした事例はありますか。
- A ありません。
では、一部改正についてよろしいか。
一同、同意。

(3) 学区外就学及び区域外就学の承認基準見直しについて

[承認事由1「他学区へ転居したが転居前の学校に通学する場合」]

事務局) 現在の基準では期限を「卒業まで」としていますが、これに文言を加筆する旨の提案をさせていただきます。平成20年に同規則が施行された当時は、学区外就学基準と区域外就学基準が別々にありました。この時の基準には「但し、小学校卒業後その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合には、再度申請手続きが必要」との文言がありました。その後、平成22年には1つの表になり文言整理をした際に、この言葉がなくなっています。

しかし、現状では小学校まで一緒に通学した友達と別れなければならないことや環境を大きく変えたくないとの保護者からの訴えなどもあり、前述した文言を再度、加筆したいと考えています。

主な質疑

- Q 家庭の基盤は新しい学区にありながら、子ども本人はそのままの学校に通うということですね。
- A 新しい環境でたくましく育つということが望ましいとは思いますが、このことによって救われる子どももあるということです。

承認してよいか。

一同、同意。

5 その他

熱心なご協議をありがとうございました。委員の皆様の任期はすべて平成24年3月31日までの1年となっています。来年度、改めて委員をお願いする方もあろうかと思いますが、そのときは是非お願いしたいと考えています。よろしく申し上げます。